

令和元年5月 日

臨時職員の募集について

東京出入国在留管理局では、次のとおり、国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項等の規定に基づき、育児休業職員等の代替として、臨時職員（臨時的任用）を募集します。

1 業務内容

出入国在留管理行政における退去強制手続に係る業務（公安職）
（外国人不法滞在者等の調査・摘発，被収容者の処遇，送還等）

2 勤務場所及び募集人数

東京出入国在留管理局横浜支局（神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7） 1名

3 応募資格

次の全ての条件を満たしていることを要件とします。

- 日本国籍を有すること
- 高校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められること
- 一般的なパソコン操作（一太郎・Word・Excel等）が可能であること
- 積極的に業務に取り組む意欲及び協調性があり，社会人としての基本的なマナーを身に付けていること
- 国家公務員法第38条に規定する欠格事由に該当しないこと

4 勤務条件等

（1）任用予定期間

令和元年7月1日から令和元年9月30日

※ 育児休業職員の休業予定期間等により，上記より短い期間での任用となる場合があります。

※ 任期の更新は育児休業職員等の状況によります。

（2）勤務日

原則，月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）勤務

※ 交替制（夜間）勤務の可能性有り

（3）勤務時間

9時00分～17時45分，8時30分～17時15分又は8時00分～16時45分（休憩1時間）

※ 業務の状況により、時間外勤務をお願いする場合があります。

(4) 俸給月額（基本給）

原則、毎月16日支給

167,700円～324,800円（公安職俸給表（一）適用）

※ 学歴・職歴等の経験年数に応じて決定します。

(5) 手当

ア 地域手当（俸給月額の16%）

イ 通勤手当

実費相当額を支給（上限あり 毎月55,000円まで）

ウ 期末・勤勉手当（賞与）

一定条件を満たした後、勤務成績に応じて支給します。

エ 退職手当

一定条件を満たした場合に支給します。

オ その他の手当（住居手当、扶養手当等）

要件を満たしている場合に支給します。

(6) 年次休暇（有給休暇）

勤務予定期間に応じて付与（年間最大20日、前年分は翌年へ繰越可能）

(7) 健康保険等

社会保険加入

5 応募方法及び応募締切

次の提出先まで履歴書（顔写真添付）及び職務経歴書各1通を郵送してください。

(1) 書類提出先及び連絡先（担当係）

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局職員課人事第二係

TEL 03-5796-7111（内線2803）

※ 封筒の表面に『臨時職員（横浜支局・公安職） 応募書類在中』と朱書きで記載してください。

(2) 応募締切

令和元年6月5日（水）必要書類必着

(3) その他

履歴書は市販の様式で結構です。業務上有用と思われる資格や経験があれば記載してください。

なお、応募により取得した個人情報採用手続以外の目的に使用するこ

とはありません。

6 選考方法等

書類選考の上，書類選考合格者に対してのみ人物試験を実施します。

令和元年6月11日（火）までに連絡がなかった場合は書類選考不合格となります。

なお，提出いただいた履歴書等の返却は行いませんので，不合格となった場合，責任をもって廃棄します。